

風車落下事故の事故原因と再発防止対策を踏まえた風車の安全確保のための「発電用風力設備の技術基準の解釈について」の一部改正に対する意見の募集について

平成 26 年 5 月  
経 済 産 業 省  
商 務 流 通 保 安 グ ル ー プ  
電 力 安 全 課

## 1. 概要

風車落下事故の事故原因と再発防止対策を踏まえた風車の安全確保のため、「発電用風力設備の技術基準の解釈について」を一部改正することを検討しております。

つきましては、広く国民の皆様から御意見をいただきたく、以下の要領で意見の募集をいたします。忌憚のない御意見を下さいますようお願い申し上げます。

## 2. 意見公募の対象

「発電用風力設備の技術基準の解釈についての一部を改正する規程案

## 3. 資料入手方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）における掲載  
経済産業省HPにおける掲載

## 4. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

平成 26 年 5 月 22 日（木） ～ 平成 26 年 6 月 20 日（金） 必着

## 5. 意見提出先・提出方法

別紙の意見提出用紙に日本語で記入の上、以下いずれかの方法で送付してください。

### (1) 電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォーム

電子政府の総合窓口（e-Gov）の「パブリックコメント（意見募集中案件一覧）」  
(<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>) の「意見提出フォーム」から御提出  
ください。

### (2) 郵送

意見提出用紙に御氏名、連絡先及び本件への御意見を御記入の上、下記の住所宛にお送りください。

〒100-8986

東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省商務流通保安グループ 電力安全課 パブリックコメント担当 宛て

(3) F A X

意見提出用紙に御氏名、連絡先及び本件への御意見を御記入の上、下記のF A X番号宛てにお送りください。

F A X番号：03-3580-8486

(4) 電子メール（意見提出用紙を添付してお送りください。）

意見提出用紙に御氏名、連絡先及び本件への御意見を御記入の上、下記のメールアドレス宛てにお送りください。

メールアドレス：denanka-pabukome@meti.go.jp

（電子メールの件名を「発電用風力設備の技術基準の解釈の一部改正に対する意見」などとしてください。）

※ 電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承ください。

6. その他

皆様から頂きました御意見につきましては、最終的な決定における参考にさせていただきます。なお、個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

御提出いただきました御意見については、氏名、住所、電話番号、F A X番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おきください。ただし、御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

御意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

「発電用風力設備の技術基準の解釈について」の一部改正に対する意見

[氏名]	(企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)
[住所]	
[電話番号]	
[FAX番号]	
[電子メールアドレス]	
[御意見]	
・ 該当箇所(どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記してください。)	
・ 意見内容	
・ 理由(可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記してください。)	

風車落下事故の事故原因と再発防止対策を踏まえた風車の安全確保のための「発電用風力設備の技術基準の解釈について」の一部改正について

平成 26 年 5 月  
経 済 産 業 省  
商 務 流 通 保 安 グ ル ー プ  
電 力 安 全 課

## 1. 現状及び改正の経緯

平成 25 年に複数発生した風車落下事故に対する事故原因の究明及び再発防止対策等については、産業構造審議会保安分科会電力安全小委員会風力発電設備構造強度ワーキンググループでの審議を経て、平成 25 年末に中間報告をとりまとめたところである。

当該報告においては、今後の再発防止対策として、発電用風力設備の技術基準の解釈について（以下「解釈」という。）の見直しが求められており、当該見直しの具体的な内容について、平成 26 年 3 月の電力安全小委員会において報告を行ったところであり、今般所要の改正を行う。

## 2. 解釈の改正内容

以下の項目について、別紙のとおり改正する。

### (1) 現地風条件（乱流）の扱いの明確化

第 4 条第 1 項の規定に基づく「風圧」について、現地風条件として 3 方向（主方向、横方向、上方向）の乱流を含む扱いを追記する。

### (2) 風車の過回転防止のためのフェイルセーフ機能の多重化の扱いの明確化

第 5 条第 1 項の規定に基づく「安全かつ自動的に停止するような措置」及び「安全な状態を確保するような措置」について、単一故障（従属要因による多重故障を含む。）が発生した場合においても、風車を制御可能な状態が確保できるような措置を含むことを追記する。

### (3) ブレーキ保持力の健全性確保のための適切な材料の扱いの明確化

第 5 条第 1 項の規定に基づく「安全かつ自動的に停止するような措置」及び「安全な状態を確保するような措置」について、ブレーキ部品の健全性の確保として、耐久性を有する適切な材料の使用に係る扱いを含むことを追記する。

## 3. 今後のスケジュール（予定）

平成 26 年 6 月末 公布・施行

